

令和2年4月24日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

5月7日、8日の市立小・中学校の対応について

日頃より、本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

現在、各校においては、新型コロナウイルス感染症の対応として5月6日まで臨時休業を実施しているところです。

5月7日以降の本市の学校の対応については国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえて決定しますが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。こうした状況から、当面、5月7日、8日については、東京都教育委員会の方針を踏まえ、下記のように対応いたします。

記

1 5月7日、8日について

各校において児童・生徒を登校させない日とします。

2 今後について

今後の対応については、5月8日までに別途お知らせします。なお、緊急事態宣言が解除されなかった場合には、5月11日の週に登校日を設定することを考えております。詳細については、学校からのお知らせや市のウェブページをご覧くださいようお願いします。

【担当】

役所代表 042-470-7777

指導室指導主事 内線 3131

はじめなど、困ったときの相談は...

東久留米市
(令和2年4月版)

いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)

24時間対応 (フリーダイヤル) 電話 0120-53-8288
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都 教育相談 検索

【メール相談受付】
 東京都教育相談センターホームページの
 メール相談をクリック

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

24時間子供SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)

24時間対応 フリーダイヤル なやみ言おろ
 電話 0120-0-78310

学校、子育て等、子供に関する相談全般

よいこに電話相談 (東京都児童相談センター)

平日 9:00~21:00 電話 03-3366-4152
 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く) 聴覚言語障害者相談 FAX 03-3366-6036

いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談

話してみなよ-東京子供ネット- (子供の権利擁護専門相談事業)

平日 9:00~21:00 フリーダイヤル はなして みなよ
 土日祝日 9:00~17:00 電話 0120-874-374

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室) 24時間対応

月曜日から金曜日まで (8:30~17:15) は、専門の担当者 (心理職及び警察官) が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応 電話 03-3580-4970

都内の中学生・高校生向けSNS相談

相談ほっとLINE@東京 (東京都教育委員会)

対象 都内国公私立 中・高生のみなさん

開設期間 令和2年度 毎日

相談時間 午後5時から午後10時 (受付は午後9時30分まで)



(例) 子供の性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する相談

東久留米市中央相談室 火~土 10:00~17:00 電話 042-473-3667

東久留米市滝山相談室 月~金 10:00~17:00 電話 042-475-8909

いじめの防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ

考えよう!いじめ・SNS@Tokyo

<http://ijime.metro.tokyo.jp/>
 ※「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。また、こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

ネット・ケータイのトラブル相談

<http://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

こたエール

電話相談 0120-1-78302 ・メール相談 24時間受付
 ・LINE相談 ｱｶﾀ外名「相談ほっとLINE@東京」
 電話&LINE: 月~土 15:00~21:00 (祝日・年末年始を除く)

子供の行動や心の発達等に関する相談

こころの電話相談室

月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (東京都立小児総合医療センター)
 (金土日祝日、年末年始を除く) 電話 042-312-8119

心の健康に関する相談

こころの電話相談

平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ

(東京都立中部総合精神保健福祉センター)

港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
 電話 03-3302-7711

(東京都立精神保健福祉センター)

千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域
 電話 03-3844-2212

(東京都立多摩総合精神保健福祉センター)

多摩地域 (23区、島しょ地域以外) 電話 042-371-5560

どこに電話をしても親切に話を聞いてもらえます。

令和2年4月7日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」が発令された際の
学校の対応等について

日頃より、本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」が発令された場合、本市では、次のように対応いたします。

記

1 臨時休業の実施について

5月6日まで臨時休業とします。

2 登校日について

4月8日から5月6日までは、登校日を設定しません。ただし、教科書配布や学習課題の説明等、未実施の学級に限り各学校の指定する日に実施します。

3 校庭開放について

4月8日から5月6日までは、校庭開放を行いません。

4 お子様の家庭学習等に関するお願いについて

長期にわたる臨時休業となることが想定されるため、お子様の健全な育成が図れるよう次の点にご協力をお願いします。

(1) 学校は、自宅学習の進め方に関するガイダンスを行っております。また、学習課題について、学校ホームページ又は学校一斉メールを活用してお知らせします。ご家庭においては、お子様が臨時休業中に確実に自宅学習を行い、学力の定着を図ることができるよう、学習内容についてお子様と一緒にご確認ください。

(2) その日に学習した内容を記録するための「学習チェック表」が配布されています。毎日的確に記録できているかご確認ください。

(3) 睡眠時間、検温結果等、健康状態を記録する「生活チェック表」が配布されています。健康で規則正しい生活を送るようお話しいただくとともに、的確に記録できているかご確認ください。

(4) お子様の学習状況や健康状態等を確認させていただくために、学校から週一回、電話をいたします。ご対応いただくようお願いいたします。

5 その他

(1) やむを得ない場合に限り、学校にご連絡をいただければ、次の対象となるお子様を

午前8時30分から午前11時30分までお預かりします。

ア 小学校1年生から3年生までの児童

イ 福祉サービス等の対象となっている小・中学生

ウ 家庭においてICTを活用した学習を行うことができない小・中学生

※ 各校に配備されているタブレット端末を学校が指定する教室で使用することができます。

(2) 万一ご家庭内で新型コロナウイルスに感染された方が出た場合は、学校にお知らせください。

【担当】

市役所代表 042-470-7777

〔教育活動に関すること〕 指導室指導主事 (内線 3131)

〔保健衛生に関すること〕 学務課保健給食係 (内線 3124)

令和2年4月3日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における学校休業日の扱いについて

日頃より、本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、東京都教育委員会教育長から新学期以降の休業措置についての協力依頼がありました。本市では、全小中学校で4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業といたします。

記

1 健康管理に関すること

次の点に留意するようお子様にお伝えください。

- (1) 手洗い・うがいや咳エチケット（マスク着用等）等の基本的な感染症対策を行う。
- (2) 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合にはマスクを着用する。
- (3) 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

2 始業式について

令和2年度は4月6日（月）に実施します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、欠席をしても欠席扱いとはしません。

3 入学式について

令和2年度は、小学校は4月6日（月）、中学校は4月7日（火）に実施します。新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、会場に入るのは、教職員、新入生、保護者となります。ただし、保護者の参加数は、会場の広さに応じて参加人数の制限があります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、欠席をしても欠席扱いとはしません。

4 年度当初のお願いについて

臨時休業中の学校からの連絡は、学校一斉メール及び学校ホームページにて行います。学校一斉メールへの登録を行うことや学校ホームページを閲覧することについてご協力をお願いします。学校一斉メールへの登録方法は、各学校からお知らせします。

5 登校日について

各学校は、学校の実態に応じて登校日を設けます。

- (1) 学校が指定する午前中の時間での登校となります。給食の提供はありません。
- (2) 検温及び持ち物等については、学校からのお知らせに従うようお願いします。

6 校庭開放について

各学校は、週に一回程度、校庭開放を実施します。詳細については、各学校からのお知らせをご覧ください。

7 家庭学習について

各学校から、家庭学習用の課題等が出されます。学校は、内容について十分に配慮し、説明を行ったうえで課題を出しますが、新出事項が含まれることもあります。新出事項の学習はお子様にとって負担となることも考えられますので、学習の様子を見ていただけるとお子様にとって励みになるかと思えます。ご協力をお願いいたします。また、ICT機器を利用して、文部科学省のウェブページにある「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）」や東京都教育委員会の学びの支援サイトのウェブページにある「東京ベーシック・ドリル」を活用することも有効な学習手段となりますので、お子様がアクセスできるよう併せてご協力をお願いします。両ウェブページへのアクセスは、次のQRコードをご利用ください。



<文部科学省学びの応援支援サイト>



<東京都学びの支援サイト>

8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教職員にはマスクを着用することを推奨しております。
- (2) やむを得ない場合に限り、学校にご連絡をいただければ、次の対象となるお子様を午前8時30分から午前11時30分までお預かりします。
 - ア 小学校1年生から3年生までの児童
 - イ 福祉サービス等の対象となっている小・中学生
 - ウ 家庭においてICTを活用した学習を行うことができない小・中学生※ 各校に配備されているタブレット端末を学校が指定する教室で使用することができます。
- (3) 万一ご家庭内で新型コロナウイルスに感染された方が出た場合は、学校にお知らせください。

【担当】

市役所代表 042-470-7777

〔教育活動に関すること〕 指導室指導主事 (内線 3131)

〔保健衛生に関すること〕 学務課保健給食係 (内線 3124)

令和2年3月24日

東久留米市立小・中学校保護者様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業に係る今後の対応について

日頃より本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文部科学省事務次官並びに東京都教育委員会教育長より全国小・中学校の臨時休業の要請があり、現在本市では小中学校全校で臨時休業の措置を取っております。

本市では、3月26日から春季休業期間とし、4月6日より令和2年度第1学期の教育活動を開始します。

つきまして、下記のとおりのお対応をさせていただきます。ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 健康管理に関すること

春季休業期間中も、当面の間、引き続き以下の点に留意するようお願いいたします。

- ・咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ・集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

2 令和2年度第1学期の教育活動について

学校では、以下の点に留意して、教育活動を実施します。ご不明な点や、ご心配な点については、各学校にお問い合わせください。

- ・教育活動中は、できるだけ換気を行い、咳エチケット、手洗い等の指導を適宜行います。
- ・前年度の学習内容の引継ぎを十分に行い、未習事項については、関連する単元等の中で補充します。

3 始業式の取り扱いについて

令和2年度は4月6日（月）に実施します。

児童・生徒が密集しないよう、児童・生徒の間隔を十分にとる等の工夫を行います。

ご家庭でも引き続き、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、せきエチケット（マスク着用など）の励行をお願いします。

4 入学式の取り扱いについて

実施します。ウイルスの感染拡大防止のため、在校生及び来賓は参加せず、会場に入るのは、教職員、新入生、保護者とします。式典会場は、換気のため窓やドアを開けたままとします。また、参加者の席の間隔を十分とること、できるだけ短時間の式とする等に十分留意の上、実施します。

5 春季休業中の部活動について

部活動は引き続き自粛とします。ただし、生徒の心身の健康保持と運動部活動再開直後のケガの防止並びに運動する機会の確保の観点から、人との接触を伴わないストレッチや軽いジョギングなどの実施を一部可能とします。また、文化部についても、相互の接触を伴わないことや、一度に大人数が集まって人が密集することがないように配慮し、感染拡大防止の取組を十分に行った上で、一部実施することがあります。詳細については、各中学校にお問い合わせください。

6 その他

- ・感染拡大防止のため、入学式を含め、職員にはマスクの着用を推奨しております。
- ・国や都の方針に基づき、上記の内容について変更が行われる場合があります。変更の際には、学校ホームページや一斉メール等でお知らせします。

【 担 当 】

市役所代表 042-470-7777

〔保健衛生に関すること〕学務課保健給食係（内線 3124）

〔教育活動に関すること〕指導室指導主事（内線 3131）

春季休業中の過ごし方

新型コロナウイルスへの感染に気を付ける。普段の生活のリズムを崩すことなく、主体的・計画的に自宅学習に取り組む。



新型コロナウイルスから身を守る

➤ 日常生活で気を付けること

■感染しないよう留意

- 十分な睡眠と適度な運動、バランスのとれた食事を心掛け、深夜に及ぶスマートフォン等の使用は避けましょう。
- 感染した人の手で触ったドアノブなどに触れるとウイルスが移る可能性があります。
- 大勢の人が一堂に会した食事・会話の際の飛沫による感染の可能性があります。



みんなが取り組むこと

手洗い、アルコール消毒、咳エチケット、毎朝検温 等

■不要不急の外出を控える（ウイルスに触れない）

- 不特定多数の人が集まる場所をできるだけ避けましょう。

不特定の人が多く集まる場所

テーマパーク、イベント会場、飲食店 等

※大人数が密集する運動は避け、健康保持等の観点から、ジョギング、散歩、縄跳びなどの日常的な運動は、本人及び家庭の判断において行うことは可能です。

➤ 心配なことは相談しよう

■一般的な相談

- 新型コロナウイルス感染症の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などの相談

東京都の一般相談窓口

TEL：0570-550571
(9時～21時)

■心配な症状が出たら相談！

- 次の症状があり、新型コロナウイルス感染症を疑われる人は、「帰国者・接触者電話相談センター」に相談しましょう。

◎風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

◎強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。



帰国者・接触者電話相談センター

➤ 自分や家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校に連絡してください。

充実した生活を送ろう

■ いまできることを着実に

新型コロナウイルス感染防止のための春季休業中は、一年間の復習と次年度に向けて、自宅での学習に取り組みましょう。読書や探究活動など、以前から興味があったことに挑戦して、自分の見方や考え方を広げたり、好きなことを集中的に取り組んだりする良い機会です。様々なことに取り組み、一つの事実を様々な角度から捉える力を養おう。

自分の身を守ろう

■ 飲酒や薬物乱用、振り込め詐欺などから身を守る

次の場面では、十分な注意が必要です。

- 先輩や友人と食事（×飲酒・×喫煙）
- 痩せる薬、元気になる薬、集中力を高める薬の誘い（×薬物）
- 手軽で高額なアルバイトの誘い（×出し子・×受け子・×詐欺）

甘い言葉や得する話に注意し、断る勇気をもとう！
困ったら保護者や学校、警察に相談しよう。



自分の命を自分で守ろう

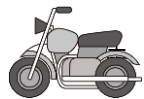
■ 自転車運転のルールを守ろう（不要な外出はしない。）

高校生の自転車走行中の事故が多く発生しています。交通ルールやマナーを守り、交通事故の被害者にも加害者にもならないように運転には十分注意しましょう。

- ヘルメットを着用し、無理な運転をしない。
- 二人乗りやスマホ・ヘッドホンの使用は禁止です。
- 自転車は車道の左側通行、並進禁止が原則です。



■ バイク等の運転に気を付けよう（不要な外出はしない。）



バイク等の運転中に生命に関わる事故が発生しています。法の遵守とともに、常に心にゆとりをもって乗車するなど、歩行者や他のドライバーの立場を考えて運転しましょう。

人権感覚を養おう

■ 不確かな情報に惑わされない

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や中国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等がSNS等で広がっています。

新型コロナウイルス感染症に関して、不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があってはなりません。

人権の侵害につながることをしないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をしよう。



■ SNSの利用は適切に

SNSは便利。しかし、軽い気持ちや何気ない言葉などの書き込みは、人を傷付けてしまいます。また、結果的に「いじめ」の加害者となることも。SNS上にアップされた写真や動画等は、消去は難しく、拡散し、取り返しのつかないトラブルになります。SNSの危険性を正しく理解し、適切に利用しましょう。

悩みは相談しよう

■ 心配ごとや悩みは身近な大人に相談しよう

充実した生活の中でも、今後の生活やクラス・部活動での友人関係のトラブルなど、悩みや心配は誰もがもつものです。

「心が疲れた」と感じたときには、信頼できる大人に相談するなど、助けを求めてください。

大人への相談が難しいと感じたときは、LINE相談「相談ほっとLINE@東京」に相談しましょう。

相談は、24時間受け付けています。

- 東京都教育相談センター 0120-53-8288(24時間受付)
- ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970
- 「相談ほっとLINE@東京」QRコード



令和2年3月4日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業中の扱いについて

日頃より本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文部科学省事務次官並びに東京都教育委員会教育長より全国小・中学校の臨時休業の要請があり、現在本市では小中学校全校で臨時休業の措置を取っております。

今後の学校の行事予定につきまして、下記のとおりの対応をさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 登校日の実施について

臨時休業期間中に登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や配布物の受け渡し等、短期間で行います。

登校日の日程については、学校ごとに設定します。実施日については各学校よりお知らせします。なお、登校日に欠席する場合でも欠席扱いとはしません。

2 卒業式について

卒業式は実施します。ウイルスの感染拡大防止のため、在校生及び来賓は参加せず、会場に入るのは、教職員、卒業生、保護者（保護者の参加人数は、式場の広さに応じて参加人数の制限があります）とします。式典会場は、換気のため窓やドアを開けたまま実施とします。なお、登校日同様欠席をしても欠席扱いとはしません。

3 修了式について

修了式は、全校が一斉に集まらない形で実施します。登校日同様欠席をしても欠席扱いとはしません。

4 3月の学習内容について

臨時休業によって取り組むことができなかった学習内容については、新学年で対応いたします。（小学校6年生は、中学校に引継ぎをします。中学校3年生は学校から説明させていただきます。）

5 その他

- ・感染拡大防止のため、卒業式を含め、職員にはマスクの着用を推奨しております。
- ・入学式・始業式及び春季休業中の部活動等については、3月19日を目途にお知らせいたします。
- ・現在、やむを得ない場合に限り、小学校3年生までのお子様について午前8時30分から午前11時30分までお預かりしております。福祉サービス等の対象となっているお子様については、学年に限らずに同様に対応しますので、学校に相談ください。

【 担 当 】

市役所代表 042-470-7777

〔保健衛生に関すること〕学務課保健給食係（内線 3124）

〔教育活動に関すること〕指導室指導主事（内線 3131）